

## 2024年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
「1.自律性の確保」 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の basic 理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	遵守	I-1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	遵守	I-1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中長期計画」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。  I-1① 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。  I-1② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。  I-1③ 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。  I-1④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。  I-1⑤ 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。  I-1⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。  I-1⑦ 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。  I-1⑧ 中期計画等に係る策定管理者(政策管理者)と執行管理者を明確にする。  I-1⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。  I-1⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。  I-1⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。  I-1⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。  I-1⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	I-1① 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。  I-1② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。  I-1③ 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。  I-1④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。  I-1⑤ 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。  I-1⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。  I-1⑦ 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。  I-1⑧ 中期計画等に係る策定管理者(政策管理者)と執行管理者を明確にする。  I-1⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。  I-1⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。  I-1⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。  I-1⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。  I-1⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	中長期計画の策定にあたっては、大学部門の計画は大学総合計画委員会及び部長会議において、法人全体(大学部門含む)の計画は西南学院将来計画委員会、常任理事会にて審議・承認し、評議員会の意見を聞いた上で、理事会にて決定することとしている。また、2016年度から2025年度までの10年間を計画の期間として定めており、前半の5年を前期中期計画、後半の5年となる2021年度から2025年度を後期中期計画として定めている。
「2.公共性の確保」 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	遵守	2-1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	遵守	2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。  2-1① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画(以下「事業計画」という)、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。  2-1② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	2-1① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画(以下「事業計画」という)、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。  2-1② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	後期中期計画は、建学の精神及び学院の使命を実現するための「西南学院ビジョン 2016-2025」を踏まえて策定している。後期中期計画には、学校法人及び各学校の具体的な計画、すなわちアクションプランを定めており、毎年度の事業計画でアクションプランを実行することとしている。加えて、各アクションプランには到達目標も明確に定めている。

2024年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
					<p>2-1③ 学校法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。</p> <p>2-1④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それの方針の実質化を図る。</p> <p>2-1⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。</p>	<p>年度毎の予算編成の方針を人件費や物件費、施設設備費等の状況や全体の収支バランスを考慮し、効率的な配分となるように策定している。</p> <p>「学位授与の方針(DP)」、「教育課程編成・実施の方針(CP)」とカリキュラムとの整合を図るため、アセスメント・ポリシーに基づき、教学事項に係る内部質保証サイクルの構築を進めている。このサイクルによって、各種アセスメント実施、アセスメント結果を多角的に用いた学修成果の把握、それらの分析・検証、教育活動の改善への活用の実現を目指している。DP、CPとカリキュラムとの整合性のチェック等については、学修に関するアンケートや基幹調査等によって把握しており、それらの結果の共有等を前述のサイクルに組み入れることで、それの方針の実質化を図っている。</p> <p>全学的な「アドミッション・ポリシー作成指針」を策定し、それに沿って各学部でアドミッション・ポリシーを検討・作成した。 IRを活用し、アドミッションポリシーを踏まえた入学者選抜の適切性を毎年検証しており、全学入試委員会で各学部に情報提供することで、アドミッション・ポリシーの実質化を図っている。 また、教学マネジメント委員会においては、アドミッションポリシーの改正手続きに際し、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーとの整合性の確認を行うことにより、アドミッションポリシーの実質化に寄与している。</p>
「2. 公共性の確保」 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1	2-1	遵守	<p>2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p> <p>2-1⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR(インスティテューション・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。</p> <p>2-1⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。</p>	<p>自己点検・評価結果を踏まえた改善については、内部質保証推進委員会からの改善提言を踏まえ、全学点検評価委員会において提言内容を確認し、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会の支援のもと、各学部・各研究科・各部局において改善策の検討や具体的対応が進んでいる状況である。 第2期認証評価時の指摘事項への改善は進んでおり、大学院の三つの方針の見直しや児童教育学科のCAP上限の見直しは完了した。加えて、大学院の収容定員については、2023年度から定員減を行っている。 アンケート調査等を含むIR活動の成果を活用した教育活動の改善について、学修に関するアンケート(授業評価アンケート)や、アドミッション・ポリシーと入試種別の適切性の検証、教学IR定型レポートの提供による学部における点検評価活動の支援等による改善に向けた取組みを進めている。2020年度より入学時・卒業時調査結果の分析に際してはIRが関与している。</p> <p>本学の「社会連携・社会貢献の方針」に、生涯学習の機会提供に関して定めている。 同方針に沿って、生涯学習の機会として、西南コミュニティーカレッジを開講しており、後期中期計画においても、「地域貢献」の取組みとして、幅広い年齢層を対象とした生涯学習に関する知的リソースの提供に取り組むこととしている。加えて、具体的なアクションプランとして、公開講座の在り方に関する調査や検証、リカレント(社会人の学び直し)に関する検討及び実施を行うこととしている。</p>	

## 2024年度 学校法人西南学院「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
	遵守				2-1⑧ 留学生の受け入れ並びに派遣に係る諸施策について、受け入れ留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受け入れ留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	外国人留学生の選抜は、受け入れ方針に沿った形で入試を実施しており、2023年度入試から出題方針を定め、測る能力を明確化するとともに入試の点数に応じて入学後の日本語授業の履修を推奨する取組みを導入し、選抜方法におけるアカデミックな意義付けがより明確となった。2024年度入試からは入学後の学びへの接続を考慮し、「日本語による作文」を「日本語による小論文」に変更することで、更に論理性、思考力を測ることが可能となった。外国人留学生への支援については、2021年度から外国语学部に日本語教育専門の専任教員を配置し、2022年度から外国人留学生を対象とし、学部においては日本語科目的体系化および内容の充実、大学院においては日本語科目的新規開講、留学生別科においては日本語科目的カリキュラム再編を実施した。2023年度から正課教育として日本語を母語としない学生に対し、「アカデミックな日本語を身に付ける」などの特色を持たせた日本語科目を開講している。 加えて、外国人留学生（特に留学生別科）と日本人学生の共同学習の推進への取り組みを実施し、科目数の増加を図っている。準正課教育として日本人学生と留学生（学部・受け入れ問わず）が交流する機会（ワールドカフェ）を提供している。 受け入れ留学生の教育環境整備については、私費外国人留学生の授業料減免制度や学習奨励金制度の設置、学部留学生及び大学院留学生を対象とした日本語能力試験の受験料補助の実施のほか、国際センター、教務課、言語教育センター、就職課が連携し、修学・就職支援を行っている。 派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等については規程に明記している。
	2-2 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。		遵守	2-2 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	2-2① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。  2-2② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。  2-2③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。  2-2④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。  2-2⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。  2-2⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	社会連携・社会貢献の方針を策定している。  社会連携の推進を目的に社会連携課を設置し、体制や仕組みを整備している。  西南学院大学ボランティアセンター規程を整備し、同規程に基づきボランティア活動を実施している。  公開講座や地域連携プログラム等を開設しており、充足している。  ボランティア活動については、様々なボランティア活動が実施されており、ボランティアセンターがその活動を集約し、ガイドブックとして取り纏め、学内外に周知している。 また、社会連携に関する活動も、地域と連携した教員の取り組み等を把握し、全学的な取り組みとして展開している。
「3. 信頼性・透明性の確保」 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。			3-1 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	3-1① 『監事監査ガイドライン（私大連监事会議）』を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。  3-1② 監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	学校法人西南学院監事監査規程を定め、監事監査計画書を毎年度作成し、4月の常任理事会及び5月の理事会で報告するとともに、監事監査報告書を毎年5月の理事会・評議員会に提出している。 加えて、監事が必要と認めるときは監事監査報告書（意見書）を作成のうえ、理事長に提出し、理事会にも報告している。また、一部の指摘事項については理事長に今後の計画等の回答を求めている。  学校法人西南学院監事監査報告書（意見書）は、監事から理事長に個別に説明のうえ提出され、常任理事会を経て理事会に報告される。なお、意見書のうち一部の指摘事項については、事後の計画等の回答を求められ、理事会はその回答を作成し、適宜対応することで、監査の実効性を高めている。また、学校法人西南学院監事監査計画書についても意見書同様、常任理事会を経て理事会に報告される。監事監査報告書については、私立学校法及び本学院寄附行為に基づき毎年、5月開催の理事会及び評議員会に報告される。

## 2024年度 学校法人西南学院「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
					3-1③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	監事2名の内1名を常任監事とし、内部監査室職員による業務支援を行う等、適切な監事監査支援体制が整備されている。
					3-1④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	理事会、評議員会に監事2名、常任理事会に常任監事1名が陪席する運用としており、法人の運営に対して適宜意見が付されている。
					3-1⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	監事監査に必要な資料の提供及び説明については、ポータルサイトに監事の共有フォルダを作成し、監査資料や学内外の動きに関する情報を共有するとともに、監事会等で説明している。
					3-1⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	監事会は、適宜開催している。2024年度は12月末の時点で7回開催した。
					3-1⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	現状は当該選任について、監事の意見を踏まえていないため、次回の契約分(2025年7月～)からは意見を踏まえる予定である。
					3-1⑧ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	三様監査連絡会議を毎年3回(5月、10月、3月)実施している。
					3-1⑨ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	私大連や文科省が主催する監事向けの研修会等への参加を促す、着任時、学校法人に関する研修を実施する等、充実を図っている。
					3-1⑩ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。	監事の資格及び選任については、学校法人西南学院寄附行為及び学校法人西南学院寄附行為規則にて規定しており、監事選考委員会を設置し、当該委員会からの推薦者について評議員会の同意を得た上で理事長が選任する方法をとっている。
					3-1⑪ 監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独自性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	監事の継続性の担保については、規程等で明確に規定してはいないものの、継続性を担保するため、複数人の監事のうち1名は前回の監事が継続できるように運用上配慮している。寄附行為の規定上、監事に再任の制限は設けておらず、常任監事についても、最大で3年3期、合計9年の任期継続が可能である。
		3-2 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。		3-2 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	3-2① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	法令等の遵守については、学校法人西南学院倫理綱領に規定している。また、役職員には、事業活動等に関連した重要法令や役職として求められる役割等について就任時に説明を行い、周知徹底を図っている。
					3-2② 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	役職者の選解任方法については、大学規程及び各役職者に関する規程に定められており、それぞれの規程を遵守して選任を行う事により透明性が担保されている。また、役職者の報酬についても選解任と同様に規程化されており院内に周知されているため透明性は担保されている。
					3-2③ 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼす事項については、全て理事会にて協議・審議する体制を整備している。
					3-2④ 学校法人に著しい損害を及ぼす恐れるある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	学校法人に著しい損害を及ぼす恐れるある事象については、各委員会や会議体等における十分な議論を踏まえた上で、理事会で審議する体制が整備されている。
					3-2⑤ 理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	毎年度の事業計画は、常任理事会による審議、理事会による審議を経て承認することとしている。審議の過程で、各事業計画が信用・ブランドの毀損等のリスクを孕んでいないかを評価した上で、事業計画を承認している。
					3-2⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	各担当者の権限及び職責については学校法人西南学院寄附行為及び関連規程に規定し、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備している。
					3-2⑦ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織との継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	教学組織については、大学規程に、各種委員会やセンター等の選出規程を定めており、役職者や委員の任期、権限や責任について定めている。 事務組織については、事務分掌規程に、各組織の職務担当や職責の権限を明確にするとともに、定期的な人事異動を行う等により対応している。
					3-2⑧ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)を設置するなど、内部チェック機能を高める。	内部監査規程に基づき内部監査室を設置しており、監査業務を所管している。

## 2024年度 学校法人西南学院「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
					3-2⑨ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	学校法人西南学院内部監査規程、学校法人西南学院内部監査実施細則、学校法人西南学院監事監査規程等の規程を制定しており、内部統制体制を確立している。
					3-2⑩ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	三様監査連絡会議を毎年3回(5月、10月、3月)実施している。
					3-2⑪ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	理事長と会計監査人が年1回、ディスカッションを行い、財務担当理事も同席し、財務状況の課題等の情報共有を図っている。
					3-2⑫ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	顧問弁護士の設置や外部機関への相談等、コンプライアンスの体制を整備している。
					3-2⑬ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に間に真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部通報に係る体制を整備し実効的に機能させる。	公益通報については、総務部長を窓口とし、内部通報体制として整備するとともに、ホームページで公表している。
					3-2⑭ 個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	西南学院個人情報保護規程は、本学院独自の内容や記載形式等を採らず、個人情報の保護に関する法律の条文の形式に忠実に倣っており、法改正が発生した場合も、規程と対比しやすくなることで、規程改正が容易に行えることを視野に入れた構成となっている。これらの内容を簡易にまとめた教職員向けのガイドラインを整備し、2025年1月下旬に周知した。
「3.信頼性・透明性の確保」 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-3 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るために、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	遵守	3-3-1① いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	情報の公表については、「学校法人西南学院寄附行為」等の諸規程において個別に定めており、「学校法人西南学院寄附行為」は大学の公式HPで公開している。	
				3-3-1② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。	法令等の定めに沿って公開すべき情報については、各部署に分担する等、ホームページ等にて開示する体制を整備している。	
				3-3-1③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	法令に定められた財務書類等をホームページで公開している。	
				3-3-1④ 中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。	事業計画作成時には中長期計画の管理シートに基づき、計画の進捗状況を示している。 事業報告書は事業計画の各計画内容に対して、当年度の実施状況を報告することとしており、加えて、2021年度の事業報告書から当年度の各アクションプランの進行状況及び達成状況を掲載した。	
				3-3-1⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	認証評価結果、外部評価結果、設置計画履行状況報告調査結果等、学外からの評価結果をホームページで公表している。	
				3-3-1⑥ 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	学院ホームページ及び決算書の貸借対照表注記にて出資事業会社に関する情報を公表している。	
				3-3-1⑦ 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	内部統制(監査)の仕組みについて、大学HP上で公開している	
				3-3-1⑧ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	公開する情報について、問合せ先を明示しており、外部からの意見を聴取できるようにしている。外部からの意見等があった場合は、所管部署を中心に関係部署と連携して対応することとしている。	
	遵守		遵守			

## 2024年度 学校法人西南学院「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
				<p>3-3-2 会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。</p>	<p>3-3-2① 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。</p> <p>3-3-2② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。</p> <p>3-3-2③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。</p> <p>3-3-2④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。</p> <p>3-3-2⑤ 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。</p> <p>3-3-2⑥ 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。</p> <p>3-3-2⑦ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。</p>	<p>ホームページで大学に係る情報を網羅して公開しており、関連する項目ごとに整理し、体系化して閲覧できるようにしている。加えて、毎年度、担当部局により各項目の情報更新の必要性を確認しており、継続性及び一貫性を持った表現を行うよう留意している。</p> <p>大学ホームページのTOPページ「西南学院大学について」に「情報公開」のページを設けており、容易に情報にアクセスできるよう留意している。さらに、TOPページの検索ウインドウからも各種公開情報の検索が簡単にできるようにしており、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図っている。</p> <p>事業報告書の財務関連ページにて、各種財務書類上の数値の説明だけでなく、経年比較等もグラフで掲載し、分かりやすい説明を行なうよう留意している。 また、大学の情報を掲載したFACTBOOKを「情報公開」のページに公開しており、閲覧者が理解しやすいように、大学内の様々な情報をグラフ及び図表を動的に閲覧できる形で公開している。</p> <p>ホームページに財務書類等を公開しており、決算資料である貸借対照表等に資金の積立状況、資産及び負債の状況について公表している。</p> <p>決算書に、学校法人の出資による会社に係る事項(出資状況や当期中に学校法人が受け入れた配当金及び寄付の金額並びにその他の取引等の状況)を掲載し、毎年大学ホームページで公表している。</p> <p>評議員会において、中長期計画の進捗状況を踏まえ、事業計画及び事業報告について説明し、意見を求める。</p> <p>情報公開において大学業界特有の用語には注釈をつけるなど工夫している。</p>
「4. 継続性の確保」 会員法人は、それぞれの建学の精神等の basic 理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	遵守	4-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	遵守	<p>4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	<p>4-1① 政策を策定、管理する責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の権限と責任を明確化する。</p> <p>4-1② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。</p> <p>4-1③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。</p> <p>4-1④ 理事会及び監事、評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。</p> <p>4-1⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報をお適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。</p> <p>4-1⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。</p> <p>4-1⑦ 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。</p> <p>4-1⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。</p>	<p>学校法人西南学院寄附行為施に理事会及び常任理事会の審議事項を規定している。私立学校法に基づく適切な議決事項の整理を行うとともに、常任理事会における審議事項を理事会に報告することで、情報の共有化を図っている。</p> <p>責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の選任、解任については学校法人西南学院寄附行為、学校法人西南学院寄附行為施行細則及び当該役職者に関する規程において規定している。</p> <p>理事長の責任及び権限については、各種規程において個別に定めている。</p> <p>寄附行為において、理事会及び監事、評議員会の定数、構成等が定められており、多様な背景を持つ構成員を選任できるよう工夫されている。</p> <p>監事は理事長や特定の利害関係者から独立して意見書を作成し、理事長に提出し理事会にも報告している。また、監事監査での理事長等へのヒアリングや監事会(事務局は内部監査室)を通じて理事長や内部監査室との間で適切に意思疎通を図っている。監事の意見書のうち一部の指摘事項については、理事長に今後の計画等の回答を求める。</p> <p>教學組織の役割・権限・責任については、大学学則、大学院学則及び大学規程に定めている。 法人組織及び事務局組織については、寄附行為、西南学院本部規程に定めているほか、大学及び法人の管理運営の方針において、教學組織と法人組織の役割を明確化している。また、教學組織の役割や権限、責任の明確化のため、2023年度から管理運営の方針を改定した。</p> <p>常任理事が会議資料や議事録、事業計画書、事業報告書等の経営に関する情報を、適宜閲覧できるサイトを構築している。</p> <p>会議の結果について事務局の課長会議で報告するとともに、グループウェアで共有しており、経営に関する情報(事業計画書、事業報告書等)もグループウェアやポータルサイト上で閲覧できるようしている。 一方で、学校法人経営にかかる当事者意識の醸成については、仕組みの構築も含めて課題であると認識している。</p>

2024年度 学校法人西南学院「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
					<p>4-1⑨ 理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。</p> <p>4-1⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。</p> <p>4-1⑪ 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。</p> <p>4-1⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者(以下、「外部人材※」という)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。</p> <p>4-1⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に關係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。</p> <p>4-1⑭ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保とともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。</p> <p>4-1⑮ 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。</p>	<p>理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項は、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院理事会及び常任理事会の決裁区分に関する規程」に定めている。</p> <p>資料の事前配付を実施し、ペーパレス化も推進している。加えて、欠席時にも意見を述べることができるように欠席届の提出を求め、構成員から意見を引き出す仕組みを整備している。</p> <p>評議員の定数は法人の規模を踏まえた構成としている。</p> <p>牧師系列理事、卒業者及び教育に理解ある者系列理事等を置くなどして、外部人材が参画できる体制を敷いている。</p> <p>2023年4月1日付で、「多様性を認め合う学院づくりに向けた宣言～西南学院ダイバーシティ、エクイティ&amp;インクルージョン推進宣言～」を学院ホームページを通して社会に公表した。また、2023年4月1日付で、西南学院ダイバーシティ、エクイティ&amp;インクルージョン推進委員会を設置し、学院としてのダイバーシティ推進に向けた取組みの検討を行っている。</p> <p>理事・評議員ともに学院内部者・外部者の隔てなく情報提供がなされており、会議に欠席する際には欠席届と合わせて議案に対して意見を述べができるようにしている。</p> <p>理事、監事及び評議員に対して、就任時にオリエンテーション(財政・教学改革・中長期計画・学校法人のガバナンス等)を行っている。また、監事には、文部科学省、日本私立大学連盟等が主催の研修会や、本学内部監査室が主催の研修会について、適宜情報提供を行っており、参加実績もある。</p>
「4. 繼続性の確保」 会員法人は、それぞれの建学の精神等の basic 理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4-2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	遵守	<p>4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>4-2-1① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。</p> <p>4-2-1② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。</p> <p>4-2-1③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。</p> <p>4-2-1④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。</p> <p>4-2-1⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。</p>	<p>募金事業を所管する部署として広報・校友課を置き、体制を整備している。</p> <p>寄付募集事業を行う部署を設置し、募金事業に取り組んでいる。加えて、新たな募金事業を開始する際には、教職員を含めた関係者を対象として募金趣意書を作成・配布し、寄付募集に係る意識と理解の深化を図っている。また、学院トップ層と募金の重要性を共有したうえで連携を図り、財政基盤の安定化及び強化に取り組んでいる。</p> <p>寄付者の意向に沿った目的に使用するために寄付金の使途を指定できるようにしている。</p> <p>外部助成金に関して情報収集を行い、掲示板等を用いて、教員への情報提供を行っている。また、研究シーズの把握のために、パートナーシップ・プログラムに取り組んでおり、成果の学外広報として、企業とのマッチング等を企業と協力して推進することとしている。加えて、補助金については、取り纏め部署を中心に情報共有を行っているものの、全学的に補助金獲得を推進するための体制の整備に課題があると認識している。</p> <p>研究推進体制の整備については、文部科学省科学研究費補助金の獲得支援や管理事務を行う体制を整え、申請案内の情報提供や外部URAJ組織を活用した申請書の添削支援等を行なっている。また、その他の外部資金についても、別に担当者を定め、適宜申請案内の情報提供や管理事務を行っている。2023年度には、全学的な研究推進の実施及びその方針の策定を行うための研究マネジメント委員会を設置した。一方で、補助金の獲得に向けては、教学マネジメント委員会において、教育改善に関する補助金の要件確認や回答状況の共有等を行っている程度に留まるため、全学的に推進する体制の整備が課題であると認識している。</p>

2024年度 学校法人西南学院「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード(第1.1版)」に関する取組状況 点検結果

基本原則	基本原則遵守状況	遵守原則	遵守原則遵守状況	重点事項	実施項目	遵守状況(全体)
					4-2-1⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	企業、地域、大学、高校といった多岐に渡る外部機関と協働した教育の機会を設けることができるよう、各種連携を推進し、教育推進プログラムを設けている。 大学間連携として、これまでに成蹊大学や東京外国语大学、國學院大學との包括連携協定を締結している。また、東北学院大学とは、2019年度から相互評価を毎年度実施しているほか、2023年3月に「内部質保証のための共同IRに関する協定」を締結した。高大連携は、出張講義を推奨し、高校等からの依頼を積極的に受け入れる方針を掲げている。2023年度は46件の出張講義を実施した。
	遵守				4-2-1⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	資産運用については内規を定め、常任理事会の下に所管する委員会を置き様々なリスクを考慮し資産活用を行っている。
		4-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。		4-2-2 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	4-2-2① 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	西南学院大学危機管理規程には、危機発生の予防等の措置対応も対象として定めており、同規程に西南学院大学危機管理委員会を体制として整備している。加えて、事象に応じて、火災及び災害に対しては、西南学院大学防火・防災対策委員会、薬物乱用防止対策に対しては、薬物問題等対策委員会を設置し、危機管理事象に対応することとしている。 また、様々な経営リスクを未然に防ぐ防止するため、「学校法人西南学院リスク管理規程」が制定され、2025年4月から施行される予定である。
					4-2-2② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	危機管理規程及び懲戒規程に基づき、適切に対処するとともに、公表と再発防止を図る体制を整備している。
					4-2-2③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	危機管理基本マニュアルを整備しており、グループウェアに掲載し、教職員に周知している。危機管理に関する各種マニュアルを整備しているものの、概要的な内容に留まっており、実際の災害等が発生した場合の初動体制等については、改善の余地がある。 学生に対しては、「学生生活の手引き」と「学生手帳」に「防災マニュアル」や「事故発生時の緊急マニュアル」を掲載し、周知を図っている。また、学生生活指導の一環として、新入生オリエンテーションで、警察による防犯対策講座を実施している。
					4-2-2④ 危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	危機が発生した場合に備え、危機管理に関する各種マニュアルを整備しており、西南学院危機管理委員会で対応を行うこととしている。
					4-2-2⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	情報システムへのアクセス権限の設定については、グループウェアのワークフロー機能により申請を行う、新規のアクセス権限は上長の承認及び情報システム部門の承認を行った上で付与する等、厳格かつ適切に管理している。
					4-2-2⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	西南学院大学危機管理規程に情報セキュリティに関する事象を取り扱うことと定めており、西南学院大学危機管理委員会が情報セキュリティを含む危機管理体制の評価及び見直しについても審議することとしている。 上述のとおり、西南学院大学危機管理規程に則り、危機管理の体制及び運用状況の検証を進めているものの、より適切な対応とするべく、事務局業務におけるクラウドでの情報取り扱いガイドラインを策定し、運用ルールも定めることで、情報セキュリティ体制を補強している。
					4-2-2⑦ ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程及び西南学院ハラスメント防止・対策ガイドラインを整備し、ホームページで公開している。